平成31年2月4日 風力部会資料

(仮称) 田子小国風力発電事業環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

平成 30年10月日立造船株式会社

## 目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 璟	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2. 璟	環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1)	公告の日及び公告方法	2
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 璟	環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1)	意見書の提出期間	3
(2)	意見書の提出方法	3
(3)	意見書の提出状況	3
第2章	環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と	
	これに対する事業者の見解	4

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

## 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

### (1) 公告の日

平成30年8月24日(金)

## (2)公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年8月24日(金)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[ 別紙1参照]

- ・デーリー東北
- 北鹿新聞

## ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[ 別紙 2 参照 ]

- ・広報たっこ
  ・広報さんのへ
  ・広報かづの
  8月号 (No. 705) P9
  8月号 (No. 684) P19
  8月号 (No. 928) P22
- ③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[ 別紙3参照]

- ・青森県ホームページ
- 秋田県ホームページ
- ・ 当社ホームページ

### (3) 縦覧場所

自治体庁舎4か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

## ① 自治体庁舎

·田子町役場 (青森県三戸郡田子町田子天神堂平 81)

• 三戸町役場 (青森県三戸郡三戸町在府小路町 43)

・鹿角市役所本庁市民共動課 (秋田県鹿角市花輪荒田 4-1)

・鹿角市役所大湯支所 (秋田県鹿角市十和田大湯中田 23-3)

## ② インターネットの利用

[ 別紙3参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

https://www.hitachizosen.co.jp/

## (4) 縦覧期間

平成 30年8月24日(金)から平成 30年9月25日(火)までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

## (5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は0名であった。

(内訳) 田子町役場 0名

三戸町役場 0名

鹿角市役所本庁市民共動課 0名

鹿角市役所大湯支所 0名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための 説明会を開催した。

## (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

「別紙1参照]

## (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時: 平成30年9月12日(水)18時00分から19時30分まで

・開催場所:三戸町中央公民館多目的ホール (青森県三戸郡三戸町大字川守田関根川原 55)

· 来場者数:1名

・開催日時:平成30年9月13日(木)18時00分から19時30分まで

・開催場所:三戸町中央公民館多目的ホール (青森県三戸郡三戸町大字川守田関根川原 55)

· 来場者数:1名

・開催日時:平成30年9月18日(火)18時00分から19時30分まで

・開催場所: 鹿角市大湯地区市民センター(秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂 22 番地 1)

来場者数:5名

・開催日時:平成 30年9月19日 (水) 18時00分から19時30分まで

·開催場所:田子町中央公民館研修室(青森県三戸郡田子町大字田子字柏木田 169)

· 来場者数:4名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

「 別紙 4~5 参照 〕

## (1)意見書の提出期間

平成30年8月24日(金)から平成30年10月9日(火)までの間 (縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

## (2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

## (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見総数は32件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された 意見は32件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

## 表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■コウモリ類について	
	コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、	コウモリ類の生息状況の把握及びそれを踏まえた
	生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫	保全措置の検討については、重要であると考えており
	を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣であ	ます。今後の手続きにおいて、有識者の助言等を踏ま
	る。風力発電施設では、バットストライクが多数生じ	えながら、実行可能な範囲で影響の低減を検討してま
	ている。コウモリ類の出産は年 1~2 頭程度と、繁殖	いります。
	力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域	
	個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内	
	では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモ	
	リ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以	
	上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	
2	■コウモリ類について	
	事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測	現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について
	や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは	把握いたします。その結果を踏まえて、影響を予測及
	死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律で	び評価してまいります。
	はコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本	
	事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措	
	置をとらずに殺すつもりか?	
3	■P254音声モニタリング調査は春季も行うこと	
	バットディテクターによる「音声モニタリング調	有識者の助言等を踏まえ、今後、調査の実施時期に
	査」の期間を夏季から秋季としているが、P291 専門家	ついても検討してまいります。
	は「春に実施しないでよい」などとは発言していない。	
	春季を実施しない合理的根拠を述べること。	
4	■P256 音声モニタリング調査期間が短すぎるので周	
	年実施せよ	
	バットディテクターによる「音声モニタリング調	有識者の助言等を踏まえ、今後、調査期間等につい
	査」の期間を連続1週間としているが、P291専門家は	て検討してまいります。
	「夏と秋の各1週間で予測できる」と発言はしていな	
	い。たったの1週間程度で年間のバットストライクの 予測が出来るとした科学論文または合理的根拠を述	
	「一個か山木るとした件子冊又または百座的依拠を でよ。	
5	■P255 バットストライクの予測は定量的に行うこと	
	事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バ	   現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するた
	ットディテクターによる調査)」は定量調査であり、	めに標準化された方法は公表されていないものと考
	予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば	これには、これに対している。これにはいる。これにはいる。これにはいる。これにおいる。これにおいる。これにおいる。これにおいる。これにおいる。これにおいる。これにはいる。。これにはいる。これにはいる。これにはいる。これにはいる。これにはいる。これにはいる。これにはいる。これにはいる。これにはいる。。
	「WINDBAT」http://www.windbad.techfak.fau.de/	の収集に努めてまいります。
	index. shtml)。また鳥類の予測手法も応用可能であ	- VINCIPAL CO. 7 ON 7 0
	る。よって、バットストライクの予測はかならず「定	
	量的」に行い、客観的数値で示すこと。	

No.	 意見の概要	事業者の見解
6	■「バットストライクに係る予測手法」について経済	
	産業大臣に技術的な助言を求めること	
	「既に得られている最新の科学的知見」によれば、	バットストライクに係る予測については、有識者の
	バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確	助言や最新の国内における知見を収集し、取り組むよ
	立されている技術である。しかしながら日本国内で	う努めてまいります。
	は、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各	
	地で行われながらも、「当該項目について合理的なア	
	ドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が	
	散見される。事業者がヒアリングした P291 コウモリ	
	類の専門家(所属:団体会員)について、仮に「地域	
	のコウモリ相について精通」していたとしても、「バ	
	ットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切な	
	アドバイスができる知識を有するとは限らない。よっ	
	て事業者は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、	
	経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測	
	手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交	
	付を求めること。	
7	■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。	A AMP IN
	専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだ	有識者へのヒアリング時期は以下のとおりです。
	が、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリ	・有識者 A: 平成 30 年 5 月
	ングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒ	・有識者 B: 平成 30 年 3 月
	アリング年月日を記載するべきではないのか。	・有識者 C: 平成 30 年 5 月 ・有識者 D: 平成 30 年 4 月
8	■コウモリの音声解析について	行 戦行 <b>ひ・</b> 十八 30 十 4 月
0	コウモリの周波数解析 (ソナグラム) による種の同	ご指摘の通りソナグラムによる種の同定は難しい
	定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑な	と考えております。得られた音声については、無理に
	どの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、	種名を同定せず、周波数帯をグループにわけて利用頻
	実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の	度や活動時間を調査するよう努めてまいります。
	変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による	
	種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然	
	ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無	
	理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)	
	に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。 ■ コウェルの充志母音について	
9	■コウモリの音声録音について 捕獲によって撹乱が起こるので、自動録音調査と捕	現地での状況を踏まえ、いただいたご意見も参考に
	捕獲によって視乱が起こるので、自動越音調査と拥 獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音)	現地での状況を踏まえ、いただいだこ息兄も参考にし、音声についての取り扱いについても検討してまい
	データは使用しないこと)。	ります。
10	■コウモリの捕獲調査について	, , , , ,
	・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を	・コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省
	行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請	等の関係所管と協議のうえ、適切に実施してまいりま
	の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける	す。
	(うけさせる) べきだ。	
	・6 月下旬-7 月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあ	・捕獲調査の時期は、有識者の助言等も踏まえ適切に
	たるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。	検討してまいります。
	・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲	・カスミ網の使用についても、検討してまいります。
	できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、	・
	・ 捕獲したコリモリは、麻酔をもりに、種名、住別、 年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣する	・捕獲したコウモリは麻酔せず、種名、性別、計測値 等を記録し、すみやかに放獣いたします。
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きい	・ハープトラップを用いた調査では、夜間複数回見回
	ので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回る	るようにいたします。
	べきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などと	· ·
	いうことを絶対に行わないこと)。	
	・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。	・捕獲した個体は、持ち帰り飼育いたしません。
	・捕獲した個体を素手で扱わないこと。	・捕獲した個体は、素手で扱いません。
	・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。	・冬眠中の個体は、覚醒させないよう留意いたしま
	to many 1 - January 1 - Arthur 1	9.
	・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	・冬眠中の個体は、捕獲いたしません。

No.	意見の概要	事業者の見解
11	■「回避」と「低減」の言葉の定義について	
	事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ	「回避」及び「低減」の言葉の定義については、「環
	指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の	境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然と
	言葉の定義を本当に理解しているだろうか。	の触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント
	事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライ トアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトア	協会、平成29年)に記載されているとおり、以下のように考えております。
	ップをしない」ことを掲げるはりたが、「フィドケップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低	よりに考えております。   回避:行為(環境影響要因となる事業における行
	減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により	高麗・竹為(衆税が普及囚こなる事業における行 為)の全体又は一部を実行しないことによ
	「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」	って影響を回避する(発生させない)こと。
	は、これまでのところ一切報告がない。	重大な影響が予測される環境要素から影響
		要因を遠ざけることによって影響を発生さ
		せないことも回避といえる。
		低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を
		最小限に抑えること、又は、発現した影響
		を何らかの手段で修復する措置。
		引き続き、新たな知見及び研究成果等を収集し、
		コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置について も検討してまいります。
12	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について	〇1次月1 してより、カリ。
12	ライトアップをしていなくてもバットストライクは	   バットストライクがどの程度発生するかは、現在
	発生している。	の知見では予測が困難ではないかと考えます。引き
	これについて事業者は「ライトアップアップをしな	続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施
	いことにより影響はある程度低減できると思う」など	しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入
	と主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」	れつつ、有識者の助言等を踏まえながら、環境保全
1.0	という主張は事業者の主観に過ぎない。	措置を検討してまいります。
13	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは	│ │ ご指摘のとおり、コウモリ類が風力発電所周辺を
	発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけで	飛翔している要因については様々なことが指摘され
	なくナセルから発する熱にも誘引される。またナセル	ている状態です。今後も引き続き、最新の知見を収
	の隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水た	集するとともに、有識者の助言等も踏まえ、環境保
	まりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であるこ	全措置等を検討してまいります。
	とが示唆されている。	
	つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だから	
	といって「ライトアップをしないこと」により「コウ モリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。	
	元・   完全に『回避』できないのでバットストライクという	
	事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントで	
	は影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まり	
	である。よって、コウモリ類について影響の『低減』措	
	置を追加する必要がある。	
14	■コウモリ類の保全措置(回避)について	
	樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から200m以内	バットストライクに係るリスクについて、現地調
	に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を	査結果や有識者の助言等を踏まえ、適切に予測いたします。また、その結果を踏まえ、必要に応じて環境
	飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁)から 200m 以内	- しまり。また、その相末を踏また、必要に応して原境 - 保全措置を検討してまいります。
	ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、	FILTING C (S. ) 6 / 0
	風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	
15	■「ライトアップをしないことによりバットストライ	
	クを低減できる」とは書いていない	
	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための	バットストライクがどの程度発生するかは、現在
	手引」には「ライトアップをしないことによりバット   ストライクを低減できる」とは書いていない。同手引	の知見では予測できないと考えております。   引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップ
	ストライクを低減できる」とは書いていない。同手別の P3-110~111 には「カットイン風速をあげることで、	引き続き新たな知見の収集に劣め、「フィトノッノ  を実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を
	衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。	取り入れつつ、有識者の助言等を踏まえながら、環
	研究で「カットインをあげること」がバットストライ	境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影
	クを低減する効果があることが「すでに」判明してい	響の低減をはかってまいります。
	ర్థ (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-	
	in Speed to Re'duce Bat Fatalities at Wind	
	Facilities Final Report, Edward B. Arnett and	
	Michael Schirmacher.2010)	

No.	意見の概要	事業者の見解
16	■コウモリ類の保全措置について	
	事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく 環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろ うか?既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風 車を立てないこと(回避措置)、『カットイン風速を限 られた期間と時間帯に高く設定すること(低減措置)』 がコウモリの保全措置として有効な方法であること がわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」 かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	コウモリ類と風力発電機に係る研究については、現 在様々な角度で実施されていると考えております。そ れらの知見を適宜収集し、また、有識者等からの助言 を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講じるよう、 検討してまいります。
17	■コウモリ類の保全措置(低減措置)について	
	コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか?	環境保全措置については、有識者等からの助言を踏まえ、引き続き新たな知見の収集等に努めてまいります。
18	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと	
	上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
19	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2	
	そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
20	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組み がよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事 後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検 討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、そ れは「事後調査」という名目の「実証実験」である。 身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保 全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施す る行為である。	現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
21	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと4 国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置として稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。	現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を多面的に検討してまいります。
22	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からで は高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど 探知できない。よって準備書には使用するバットディ テクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下 向きか)を記載すること。 なお「仕様に書いていない(ので分からない)」など と回答する事業者がいたが、バットディテクターの探 知距離は影響予測をする上で重要である。わからなけ れば自分でテストして調べること。	バットディテクターの探知可能距離については、コウモリ各種の出す音のデータがないこと、観測する環境条件により探知距離もかわると考えられることにより、正確な距離を出すのは非常に難しいと考えられます。ただし、入感する距離は実測して簡易的に測定し、把握しております。周辺に構造物や樹林等が存在すると観測範囲が狭くなるものと考えられ、環境及び気象条件により左右されます。その為、探査距離の詳細な数値の記載については今後検討してまいります。

(表は次ページに続く)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	■P256 バットディテクターによる調査地点について	
	バットディテクターによる調査地点が2か所のみ	調査地点については、ご指摘の点に留意し、また、
	であるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」	現地の状況も踏まえて検討してまいります。
	つもりならば、すべての風力発電機設置位置(20箇	
	所) において日没前から日の出までの自動録音調査す	
	るべきではないのか。	
24	■バットディテクターによる調査時間について	
	バットディテクターによる調査時間の記載がない。日	観察時間については、ご指摘の点に留意して実施し
	没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	てまいります。
25	■コウモリ類の保全措置について	
	事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につ	現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言
	なぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後	等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいりま
	調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討	す。
	する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの	
	繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群	
	へ与える影響は大きい。	
	コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあ	
	げれば』、バットストライクの発生を低減できること	
	はこれまでの研究でわかっている。『ライトアップを	
	しないこと』はバットストライクを『低減する効果』	
	は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保	
	全措置』ではない。	
	『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反す	
	■』をとりないのは、「無电別」と入目で」に達及する。	
26	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな	
20	「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので	   現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言
	保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」	等を踏まえ、適切な環境保全措置を多面的に検討して
	といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響	まいります。
	があることを知りながら適切な保全措置をとらない」	6.7678
	のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこ	
	と」に等しい。	
27	■事後調査など信用できない	
	コウモリは小さいので、死骸はスカンベンジャーに	事後調査については、現地調査結果や有識者の助言
	持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の事後調査	等を踏まえ、適切な内容等を検討したいと考えており
	で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、	ます。
	科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コ	
	ウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科	
	学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	
28	■意見は要約しないこと	
	意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。	意見書の内容は、要約することなく全文公開いたし
	要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者	ます。
	見解には、意見書を全文公開すること。	

## (意見書 2)

	《心儿日	
No.	意見の概要	事業者の見解
29	・本方法書においては配慮書とは異なるコウモリ類	今後も有識者のご助言を踏まえ、手法を検討してま
	の専門家に意見を聞き、手法を検討したことは評価さ	いります。
	れる。	
30	・P256 において「ただし、風況観測塔が設置された場	風況観測塔の設置時期にかかわらず、ご意見に留意
	合については、機器を取り付け、高度 10m 及び 50m に	し調査を実施するよう検討してまいります。
	設置する」と記述されているが、コウモリ類の最も重	
	要な飛翔高度の調査手法が曖昧なままでは、本方法書	
	が承認されることは考えられない。設置を確実にし	
	て、専門家の指摘通りに複数地点での高所からの音声	
	調査を記載し、実施すること。	
31	・風況観測塔が設置されても専門家の指摘通りに樹	有識者のご助言を踏まえ、調査手法に関しても状況
	冠部以上の高さからの調査を並行して実施すること。	に応じて、見直してまいります。
	またこれらは 1 週間では予測評価に資するデータは	
	収集されないことから、コウモリ類の活動期間中に連	
	続して行う必要がある。さらにこの調査地点はコウモ	
	リ類が飛翔する地形・地象を十分に勘案した地点で実	
	施すること。	
32	・今後の準備書以降においては、コウモリ類の専門家	今後の手続きにおいても、有識者からご助言を得る
	の指導を仰ぎ、コウモリ類調査の十分な経験と知識を	よう検討してまいります。
	持った者による適切で柔軟性のある調査、予測評価、	
	保全措置が行われることを期待する。	

## 日刊新聞に掲載した公告

- デーリー東北
- 北鹿新聞

	• 北鹿新聞		
電話○六(六五六九)○二一四 (担当)松澤電話○六(六五六九)○二一四 (担当)松澤 に		※いずれも、土・日・祝日を除く開来においずれも、土・日・祝日を除く開来において、三戸町及び、青森県三戸郡田子町、三戸町及び、青森県三戸郡田子町、三戸町及び、大田県鹿角市田子町では、三戸郡田子町、三戸町及び、大田県鹿角市	お知らせ  「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)田子小国風力発電事業 「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)田子小国風力発電事業 で、事業の、名、称、(仮称)田子小国風力発電事業 で、事業者の、名、称、日立造船株式会社 で、事業者の、名、称、日立造船株式会社 で、事業者の、名、称、日立造船株式会社 が 知らせ

## 自治体広報誌への掲載

「広報たっこ」8月号掲載

## 【仮称)田子小国風力発電事業環境影響評価 方法書」の縦覧及び説明会の開催について

田子町、三戸町及び秋田県鹿角市において、日立造船株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧しております。

また、事業及び方法書の内容についての説明会を以下の通り開催いたします。

### ▼縦覧書類

(仮称) 田子小国風力発電事業環境影響評価方法書

- **▼縦覧場所** 田子町役場住民課
- **▼縦覧期間** 8月24日(金)~9月25日(火)
- ※電子縦覧ホームページ

(http://www.hitachizosen.co.jp/)

### ▼意見書の受付

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函いただくか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。

- ※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。 また、意見書は当社ホームページよりダウンロード が可能です。
- ・締切日 10月9日(火)※郵送の場合は、当日消印有効

### ●環境影響評価方法書に関する説明会

**▼日時** 9月19日(水)午後6時~ ※90分程度 **▼場所** 中央公民館研修室

問日立造船株式会社(担当:松澤) 〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 ☎06-6569-0214

### ■ 個人事業税について

個人事業税は、物品販売業、請負業、不動産貸付業、 医業、理容業などの事業を営む個人の方に、前年中の 所得をもとに課税される県の税金です。

8月上旬に送付される納税通知書により、原則として8月と11月の二期に分けて納めていただきます。

今年度の第一期分の納期限は8月31日(金)です。 期限までにお近くのコンビニエンスストアや金融機関 などで納めてください。

- ※詳しくは、県庁ホームページの検索キーワードに 「個人事業税」を入力してください。
- 問三八地域県民局県税部課税第一課

☎0178-27-5111 内線210

## ■農業振興地域整備計画の全体見直しを 行います

町では現在、農業振興地域整備計画【農振計画】の 見直し作業を進めています。

この整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね今後5年から10年を見通し、地域の概要、農業振興の基本構想などの方向を明らかにし、これに即して農振農用地などの用途区分を策定(変更)するものです。

全体見直しの完了は、平成31年3月 を予定しています。

### ▼農振除外等の申請期限

全体見直しに伴い、農振農用地からの除外、編入、 用途変更に係る各申請の受付は、次のとおりとします ので、除外等を計画されている場合は期限までに申請 してください。

- 1. 変更受付期限 8月10日まで
- 2. 受付休止期間 8月11日から全体見直し完了まで

### ▼留意点

農振計画は、法律に基づき策定するものであるため、 申出された土地すべてが農振農用地から除外できるも のではありませんので、ご承知おきください。

間役場産業振興課農業振興グループ (中村)

**☎**20-7115

## ■ 農地の借受希望者と、農地の貸付希望者を 募集中~農地中間管理事業で有利に規模拡 大を!~

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出 し手農家から機構(支援センター)が 農地を借り入れ、公募に応募し公表さ

れた規模拡大する受け手農家に、まとまった農地を貸 し付けるものです。

受け手の公募は、機構(支援センター)のホームページに掲載するほか、産業振興課、農業委員会の窓口に応募用紙を用意しております。

農地の借受希望者及び貸付希望者について、随時募集中です。詳細については、産業振興課、農業委員会、または支援センターへご相談ください。

問公益社団法人あおもり農林業支援センター

**☎**017-773-3131

- 問役場産業振興課 ☎20-7115
- 問田子町農業委員会 ☎20-7120

募集

## 青森県入寮生募集

問 青森県育英奨学会 ☎ 017-734-9879

首都圏の大学などに進学する生徒を応援します。

### ■入寮資格

- ①保護者が青森県民
- ②東京都や、その近郊の大学などに在学の男子学生

詳細は、お問い合わせいただくか、ホームペー ジをご覧ください。(http://syougakukai.wixsite. com/aomori-rvo)

相談

## 無料調停相談会

問 桑添正寛税理士事務所☎ 0178-32-4607

調停委員が家事・民事の相談に無料で応じます。

- 時 10月16日(火)10時~16時
- 八戸ポータルミュージアムはっち1階 ■場 シアター 1
- ■相談事例 離婚、養育費、財産分与、お金の貸し 借り、交通事故、近隣問題など
- 八戸調停協会 ■主



## 「(仮称) 田子小国風力発電事業」 について

問 日立造船株式会社 ☎ 06-6569-0214

「環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を開催

- ■縦覧書類 (仮称)田子小国風力発電事業 環境評価方法書
- ■縦覧場所 三戸町役場 2 階 まちづくり推進課
- ■縦覧期間 8月24日(金)~9月25日(火) ※電子縦覧ホームページ

(http://www.hitachizosen.co.jp/)

## ■意見書の受付

環境保全の見地から意見がある人は、意見書に必 要事項を記入し、意見書箱に投函してください。郵 送での受付もしています。

- ■郵 送 先 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 10月9日(火)※郵送の場合、当日消印有効 【環境影響評価方法書に関する説明会】
- 9月12日(水)18時~(1時間半程度)
- 三戸町中央公民館多目的ホール

赞有部門治外,病物勸養華原不獨有部門治外,病物勸養華原不

6月に行われた「三戸町まちづくり人財塾」に私も参加してきました。行政と住民による協働のまちづくりが一つのテーマとなっています。「広報さんのへ」は、たくされています。皆さんと一緒に、より良い広報誌づくりを進めていきたいと考えています。そこで、8月号では、広報さんの人の協力があって発行されています。皆さんと一緒に、より良い広報誌づくりを進めていきたいと考えています。そこで、8月号では、広報に関するアンケートを実施 せください。 します。皆さんの声を報に関するアンケー! 材に協力してく 人たちに感謝の を 明 聞











## 夏休みの約束

問 三戸消防署 ☎ 22-1140

次のことに注意し、楽しい夏休みを過ごしましょう。

- ■ルールを守って楽しい花火
- ・花火の遊び方や注意をよく読み、必ず守る
- ・消火用の水を用意して、後始末をする ・子どもだけで遊ばせず、大人が付き添う
- ・花火を人や物、家などに向けない
- ・風が強い時は遊ばせない
- ■お盆中の火の用心
- ・ろうそくや線香の火をつけたままその場を離れない
- ・盆灯籠などは倒れないように固定する
- ・風が強い時は、迎え火や送り火を控える
- ■水の事故を防ごう
- ・プールや海水浴ではまず準備運動し、休憩時間を守る
- ・海や川、池で遊ぶ時は、足元に注意し、立入禁止 場所に入らない
- ・川の上流に雨雲がかかっている時や、川の水が急 ににごった時は、急激に水かさが増えることがあ るので、すぐに避難する



## 平成30年7月豪雨災害義援金の受付

周 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151

西日本を中心に甚大な被害が出ました7月の大雨 災害について、義援金の受付をしています。

皆さんからお預かりした義援金は、全額、日本赤 十字社を通じて被災された人たちの生活再建の一助 となります。

町民の皆さんの温かいご支援をよろしくお願いし ます。

- ■実 施 期 間 12月28日(金)まで
- ■募金箱設置場所 三戸町役場 l 階 会計課窓口 ※役場職員がご自宅に義援金のお願いに伺ったり、 電話でお願いすることはありません。詐欺などには 十分ご注意ください。



## 八戸航空基地祭

周 海上自衛隊第 2 航空群司令部 ☎ 0178-28-3011

展示飛行やステージイベントのほか、さまざまな アトラクションを披露します。

- ■日時 9月16日(日)8時30分~15時30分
- ■場所 海上自衛隊八戸航空基地内
- ※イベント内容は、変更する場合があります。

お願い

## バスの車内事故防止のお願い

問 東北運輸局青森運輸支局・ (公社) 青森県バス協会 ☎ 017-739-0571

バスの車内事故防止に皆さんのご理解とご協力を お願いします。

- ・バスから降りるときは、停留所に着いて扉が開いて から席を立ってください。
- ・やむを得ず急ブレーキをかける場合があるので、立 っているときは、つり革や握り棒にしっかりつかま ってください。



## みんなの情報広場のコーナーです。 原稿の締切日は発行月の前月8日です。

政策企画課 FAX 30-1122 ◎FAX、郵送でもお申し込みできます。

## 林の入山禁止 国道341号線沿い山

い(澄川地熱発電所入口~宝 を当面の間、入山禁止として と思われる死亡事故が発生し 禁止区間:国道341号線沿 たことから、付近一帯の山林 界付近において熊に襲われた 6月末に本市と仙北市の境

## 農林課農地林務班 **3**0−0246

米代東部森林管理署

## アスピーテライン通行止め **2**0186-5-6130

規制区間:八幡平頂上レスト 規制日時:9月2日 7時 ター前T字路 ハウス~松尾ビジターセン 11時(イベント開催のため)

## **2**0195-74-2111 ◎八幡平市 商工観光課

## 安全なブロック塀を

生しています。 で作られた塀の倒壊被害が発

ブロックなどで作られた塀

び割れや欠け、塀の傾きなどが の安全対策をお願いします。 れた時は補強工事や撤去など 発生しますので、異常が認めら

## 都市整備課 建築住宅班

秋田県建築住宅課

## **2**018−860−2565

施工期間:9月1日田~11月 最小限の流下量とします。 を施工します。期間中は必要 かづの あんとらあ裏の区間

## 30 日 金 23-2243 ◎鹿角地域振興局 農村整備課

地震により、ブロックや石

は、年数とともに老朽化し、ひ

## 30-0266

化輪大堰改修工事の実施

## 花輪浄水場付近から道の駅 収集日:9月2日日 使用済み乾電池の収集

●市民共動課 環境生活班 30-0224 きます。

## び説明会評価方法書の縦覧およ配力発電事業環境影響 ●縦覧

事業名:(仮称) 力発電事業

縦覧場所:市民共動課·大湯

http://www.hitachizosen 25日火

●説明会

**2**60−6569−0214

## し尿汲み取りの申し込み

合いますので、お早めに申し 込みください。 お盆時期は汲み取りが混み

## お盆休み:8月11日■~15日丞

## 

23 -7501

※市ホームページでも確認で る場所・各市民センター 収集場所:各自治会が指定す

# 日にち:9月2日田

田子小国風

縦覧期間:8月24日塗~9月

co.jp でも縦覧できます。

場所:大湯地区市民センター 日時:9月18日四 18時~

●日立造船株式会社(松澤)

学生以下無料 2千円、高校生500円、中 参加費:男性3千円、女性

**2**3−3351 ●花輪市民センター

## あきた結婚支援センター 一般公開

チングシステムの説明 申込締切:8月22日丞 内容:施設見学、登録・マッ 日時:8月29日水 12時~17時

※詳しくはお問い合わせくだ

**2**0186-57-8611 のあきた結婚支援センター北

# 水鉄砲合戦&バーベキュー

申込締切:8月27日月 場所:アメニティパークグラ ウンド

時間:9時30分~12時 ●第1部(水鉄砲合戦) 対象:高校生以上

定員:先着10チーム(1チー ム4人)

時間:12時~15時 ●第2部(バーベキュー) 参加費:無料

定員:50人 の参加も可。 対象:制限なし。第2部から

# ンター駐車場

流しソーメン、かなやまソー 内容:全長200メートル ランコンテストなど

## **23**−2553 の尾去沢市民センター

# 20周年記念舞踊公演会新日本舞踊 明扇流華の会

場10時~) 日時:9月2日■ 11時~ (開

場所:文化の杜交流館コモッ

チケット:前売券1500円、

## あきた結婚支援センター 出張センター

手検索、結婚に関する相談 内容:会員登録の受付、お相 場所:文化の杜交流館コモッセ 日時:8月18日田 11時~16時 による電話予約が必要です。 申し込み:2日前までに本人

0413

黄金流しソーメン

●政策企画課 政策推進班

**3**0−0205

セ文化ホール

当日券1800円 **☎**090-3759-4744 の明扇流華の会(川又)

## 青森県ホームページ掲載内容



ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称)田子小国風力発電事業(環境影響評価手続状況)

画面表示等の変更

## 続状況)

事業名	(仮称) 田子小国風力発電事業 (配慮書段階では「(仮称)鹿角・田子風力発電構想」)
事業者	日立造船株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力:最大86,000kW
事業実施想定区域	青森県三戸郡田子町、秋田県鹿角市
関係地域	青森県三戸郡田子町、三戸町、秋田県鹿角市
配应書	公告:平成29年6月5日 縦覧:平成29年6月6日~7月5日 (縦覧場所)田子町住民課、三戸町役場、鹿角市市民共動課、鹿角市大湯支所 審査会意見:平成29年7月28日(内容はごちらです) 知事意見:平成29年8月24日(内容はごちらです)
方法書	内容については、□ 事業者ウェブサイトを御覧ください。 公告: 平成30年8月24日 縦覧: 平成30年8月24日~9月25日 (縦覧場所) 田子町役場、三戸町役場、鹿角市役所本庁市民共動課、鹿角市役所大湯支所 説明会の開催: 平成30年9月13日 三戸町中央公民館(三戸町) 平成30年9月18日 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市) 平成30年9月19日 田子町中央公民館(田子町) 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
準備書	公告: 縦覧: 説明会の開催: 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
評価書	公告・縦覧:
事後調査等報告書	提出: 公告·縦覧:

### 関連タグ

- <50</li>
- 環境・エコ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ

電話:017-734-9242 FAX:017-734-8081

## 秋田県ホームページ掲載内容

■ 調べる■ 閲覧支援→ 分野別● 部署別(1)音声読み上げ





## (仮称) 田子小国風力発電事業

2018年08月24日 | コンテンツ番号 25733

### (仮称) 田子小国風力発電事業に係る環境影響評価の概要

# 2		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	国  別月光電事業 に係る境児影響評価の概要				
	項目名		内容				
事業の機類         風力発電所の設置           財象法令等         現現影響評価法           事業文施場所         公表日         平成 2 9年 6月 5日           配慮書         公表日         平成 2 9年 6月 6日 ~ 7月 5日           配慮書         インターネットによる 公表         事業者ウェブサイト (公開終了しました)           意見放 力期態見         平成 2 9年 8月 1 8日 (添付資料のとおり)           方法書         公告日         平成 3 0年 8月 2 4日           報覧期間         平成 3 0年 8月 2 4日           報覧期所         田子町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町で公式は第分目が下の民共動課 鹿角市役所不満支所           が質場所         ・平成 3 0年 9月 1 3日 1 8時 ~ 三戸町中央公民館号自りホール (三戸町大字川守田字間根川原 5 5)           ・平成 3 0年 9月 1 3日 1 8時 ~ 三戸町中央公民館研修室 (田子町大字田子中和本田 1 6 9)         ・平成 3 0年 9月 1 9日 1 8時 ~ 田子町中央公民館研修室 (田子町大字田子字柏本田 1 6 9)           インターネットによる公表         事業者のエプザイト	事業名						
対象法令等   環境影響評価法	事業者		日立造船株式会社				
事業支施場所     秋田県鹿角市、青森県三戸郡田子町、三戸町       開発を必求機     出力最大86,000kW       配慮書     公表日     平成29年6月5日       配慮書     祝覧場開館     平成29年6月6日~7月5日       配慮書     不少ターネットによる 公表     事業者ウェブサイト (公開終了しました)       意見放     -       加事意見     平成29年8月18日 (添付資料のとおり)       空間     平成30年8月24日       検算期間     平成30年8月24日       報知明期間     平成30年8月24日~9月25日       田子町役場 豊戸町役場 監角市役所大市民共動課 服角市役所大湖支所     ・平成30年9月13日 18時~ 三戸町中央公民館多目的ホール (三戸町大字川守田学問根川原55)       下成30年9月18日 18時~ 三戸町中央公民館研修室 (田子町大字田大田日大海字権現堂22番地1)・平成30年9月19日 18時~ 田子町中央公民館研修室 (田子町大字田木田169)       インターネットによる公表     事業者ウエブサイト	事業の種類		風力発電所の設置				
開係地域	対象法令等		環境影響評価法				
事業の規模         出力最大86,000kW           収養日         平成29年6月5日           縦覧期間         平成29年6月6日~7月5日           総覧場所         鷹角市役所本庁市民共動課、鷹角市役所大邁支所田子可役場 三戸可役場 三見取場           インターネットによる公表         事業者ウェブサイト(公開終了しました)           意見提出期限         平成29年8月18日(添付資料のとおり)           意見数         -           知事意見         平成30年8月24日           縦覧期間         平成30年8月24日           超子可役場 三戸可役場 三戸可役場 ・ 定角市投所太庁市民共動課 ・ 定角市投所太庁市民共動課 ・ 定角市公所入湖支所         ・ 平成30年9月13日 18時~ ・ 三戸町中央公民館参目的ホール (三戸町大学川守田学関根川原55)           方法書         ・ 平成30年9月18日 18時~ ・ 原角市大湯地区市民センター(鷹角市十和田大湯字権現堂22番地1) ・ 平成30年9月19日 18時~ ・ 田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)           インターネットによる公表         事業者ウェブサイト	事業実施場所		秋田県鹿角市、青森県三戸郡田子町、三戸町				
公表日     平成29年6月5日       縦覧期間     平成29年6月6日~7月5日       縦覧場所     鹿角市役所大市民共動課、鹿角市役所大濃支所田子町役場、三戸町役場       インターネットによる公表     事業者ウェブサイト(公開終了しました)       意見提出期限     平成29年7月5日(当日済印有効)       意見数     一       知事意見     平成29年8月18日(添付資料のとおり)       公告日     平成30年8月24日       縦覧期間     平成30年8月24日~9月25日       田子町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町役場 三戸町投場 三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字間根川原55)       ・平成30年9月13日 18時~ 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1)・平成30年9月19日 18時~ ・田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)       インターネットによる公表     事業者ウェブサイト	関係地域		鹿角市、田子町、三戸町				
<ul> <li>縦覧期間</li> <li>平成29年6月6日~7月5日</li> <li>縦覧場所</li> <li>鹿角市役所木庁市民共動課、鹿角市役所大湯支所田子町役場。三戸町役場</li> <li>インターネットによる公表</li> <li>事業者ウェブサイト(公開終了しました)</li> <li>意見提出期限 平成29年7月5日(当日消印有効)</li> <li>意見数 ー         知事意見 平成29年8月18日(添付資料のとおり)         公告日 平成30年8月24日         縦覧期間 平成30年8月24日         縦覧場所 田子町役場鹿角市役所木庁市民共動課鹿角市役所木/市民共動課鹿角市役所大/湯支所         ・平成30年9月13日 18時~三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字開根川原55)         ・平成30年9月18日 18時~鹿角市大潟地区市民ゼンター(鹿角市十和田大潟字権現堂22番地1)・平成30年9月19日 18時~田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)     </li> <li>インターネットによる公表 事業者ウェブサイト</li> </ul>	事業の規模		出力最大86,000kW				
<ul> <li>配慮書</li> <li>経覧場所</li> <li>歴角市役所本庁市民共動課、鹿角市役所大濶支所田子町役場         <ul> <li>エンターネットによる公表</li> <li>事業者ウェブサイト(公開終了しました)</li> <li>意見数</li> <li>一</li> <li>知事意見</li> <li>平成29年7月5日(当日消印有効)</li> </ul> </li> <li>意見数</li> <li>一</li> <li>知事意見</li> <li>平成29年8月18日(添付資料のとおり)</li> <li>公告日</li> <li>経覧期間</li> <li>平成30年8月24日</li> <li>解覧期間</li> <li>平成30年8月24日へ9月25日</li> </ul> <li> <ul> <li>田子町役場</li></ul></li>		公表日	平成29年6月5日				
田子町役場、三戸町役場		縦覧期間	平成29年6月6日~7月5日				
インターネットによる 公表   事業者ウェブサイト (公開終了しました)   会見数   平成29年8月18日 (添付資料のとおり)   登見数   平成29年8月18日 (添付資料のとおり)   公告日   平成30年8月24日   平成30年8月24日   平成30年8月24日   平成30年8月24日   平成30年8月24日   平成30年8月24日   平成30年8月24日   平成30年8月25日   日子町役場   三戸町役場   三戸町役場	2164	縦覧場所					
意見数	<b></b> 配應者		<u>事業者ウェブサイト</u> (公開終了しました)				
知事意見       平成29年8月18日(添付資料のとおり)         公告日       平成30年8月24日         縦覧期間       平成30年8月24日~9月25日         田子町役場 三戸町役場 鹿角市役所本庁市民共動課 鹿角市役所大湯支所         ・平成30年9月13日 18時~ 三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)         ・平成30年9月18日 18時~ 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1)         ・平成30年9月19日 18時~ 田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)         インターネットによる公表         事業者ウエブサイト		意見提出期限	平成29年7月5日(当日消印有効)				
公告日     平成30年8月24日       縦覧期間     平成30年8月24日~9月25日       田子町役場 三戸町役場 鹿角市役所本庁市民共動課 鹿角市役所大湯支所       ・平成30年9月13日 18時~ 三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)・・平成30年9月18日 18時~ 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1)・・平成30年9月19日 18時~ 田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)       インターネットによる公表     事業者ウエブサイト		意見数	_				
<ul> <li>縦覧期間</li> <li>平成30年8月24日~9月25日</li> <li>田子町役場 三戸町役場 鹿角市役所本庁市民共動課 鹿角市役所大湯支所</li> <li>・平成30年9月13日 18時~ 三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)</li> <li>・平成30年9月18日 18時~ 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1)</li> <li>・平成30年9月19日 18時~ 田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)</li> </ul> インターネットによる公表 <ul> <li>事業者ウエブサイト</li> </ul>		知事意見	平成29年8月18日(添付資料のとおり)				
田子町役場 三戸町役場 鹿角市役所本庁市民共動課 鹿角市役所大湯支所  ・平成30年9月13日 18時~ 三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55) ・平成30年9月18日 18時~ 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1) ・平成30年9月19日 18時~ 田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)		公告日	平成30年8月24日				
<ul> <li>三戸町役場 鹿角市役所本庁市民共動課 鹿角市役所大湯支所</li> <li>・平成30年9月13日 18時~ 三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)</li> <li>・平成30年9月18日 18時~ 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1)</li> <li>・平成30年9月19日 18時~ 田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)</li> </ul>		縦覧期間	平成30年8月24日~9月25日				
三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)     ・平成30年9月18日 18時~     鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1)     ・平成30年9月19日 18時~     田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)  インターネットによる公表  事業者ウエブサイト		縦覧場所	三戸町役場 鹿角市役所本庁市民共動課				
	方法書	説明会の場所・日時	<ul><li>三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)</li><li>・平成30年9月18日 18時~ 鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1)</li><li>・平成30年9月19日 18時~</li></ul>				
意見提出期限 平成30年10月9日(当日消印有効)		インターネットによる公表	事業者ウエブサイト				
		意見提出期限	平成30年10月9日(当日消印有効)				
意見数		意見数					
知事意見		知事意見					

	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
準備書	説明会開催日・場所	
	意見提出期限	
	意見数	
	公聴会開催日・場所	
	知事意見	
	公告日	
評価書	縦覧期間	
	縦覧場所	
	事業着手日	
事業着手	事業終了時期 (予定)	
古从现本却生争	提出日	
事後調査報告書	公表方法等	

## ダウンロード

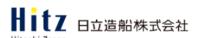
・<u>配慮書知事意見</u> 🖸

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。 詳しくはビューワー覧をご覧ください。(別ウィンドウで開きます。)

このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境管理課

## 当社ホームページ掲載内容



English : 简体中文 : 繁體中文 Google 力スタム検索

検索

● ニュースリリース ● 資材調達 ● お問い合わせ

文字サイズ 標準 拡大

製品紹介

研究開発·技術

企業情報

株主·投資家の皆さまへ

CSR活動

採用情報

☆ トップ 〉 (仮称)田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

## (仮称)田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

1.事業者の名称 日立造船株式会社 代表者の氏名 取締役社長 谷所 敬

事務所の所在地 大阪市住之江区南港北 1丁目 7番 89号

2.事業の名称 (仮称)田子小国風力発電事業

種類 風力発電所設置事業

発電設備出力 最大8万6千キロワット 規模

3.対象事業実施区域 青森県三戸郡田子町、三戸町、秋田県鹿角市

4.縦覧の場所・時間 田子町役場

三戸町役場

鹿角市役所本庁市民共動課 鹿角市役所大湯支所

※いずれも、土·日·祝祭日を除く開庁時

期間 2018年8月24日(金)~2018年9月25日(火)

(土・日・祝祭日を除く)

(当ホームページでの縦覧期間も同様といたします。)

5.電子縦覧 ※Internet Explorerでご覧いただけます。

それ以外の環境(Google Chrome等)では正常に表示できない可能性があります。

■方法書

表紙目次 🍱

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 4

第2章 対象事業の目的及び内容 🖪

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状况 🛂

3.2 社会的状况 🖪

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 🔼

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解■

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 □

第7章 その他環境省令で定める事項■

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 🖪

環境影響評価方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、 6 意見書の提出

書面に住所・氏名・意見(ご意見の理由を含む)をご記入の上、以下のいずれかの

方法でご意見をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(2018年10月9日(火)まで)

(2)当社宛に郵送(2018年10月9日(火)まで ※当日消印有効)

■意見書用紙(PDF版) ■

■意見書用紙(Word版)

7.説明会の開催 ※いずれも開催は1時間30分程度を予定します。

平成30年9月13日(木)18時~

三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)

平成30年9月18日(火)18時~

鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22-1)

平成30年9月19日(水)18時~

田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)

8.お問い合わせ先 日立造船株式会社

社会インフラ事業本部 風力発電事業統括部

(担当)松澤

〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

TEL 06-6569-0214

(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

## お知らせ

「(仮称) 田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」を、次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

## 1. 縦覧期間・時間

平成30年8月24日(金)から平成30年9月25日(火)まで (土・日・祝日を除く開庁時)

- 2. 閲覧にあたっての留意事項
  - ・方法書をご覧になった方は、恐れ入りますが<u>ご意見の有無にかかわらず、</u> 備え付けの用紙にお名前・ご住所を必ずご記入の上、意見書箱にご投函く ださい。
  - ・方法書及び要約書は、当縦覧場所にてご覧くださいますようお願いいたします。お持ち帰りはご遠慮ください。
  - ・方法書及び要約書のコピー(複写)は禁止と致しております。

## 3. 意見書の受付

「(仮称) 田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保 全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由 を含めてご記入の上、意見書箱に投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

- ○受付期間 平成30年8月24日(金)から平成30年10月9日(火) まで(郵送の場合は、当日消印有効です。)
- ○送付先 (郵送の場合)

〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社 風力発電事業統括部 営業・企画部 松澤 宛

- ○記載事項
  - ①氏名及び住所(法人その他の団体にあたっては、その名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)
  - ②意見書の提出の対象である方法書の名称
  - ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)
- ※方法書及び要約書は下記URLでも公表しています。

http://www.hitachizosen.co.jp/

## 「(仮称) 田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」

## ご意見記入用紙

「(仮称)田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

## ※閲覧のみの場合でも、お名前・ご住所をご記入のうえ、意見書箱への投函をお願い致します。

○意見書の提出期限	日立造船平成 30						括部 営業・企 有効〕	画部 松澤	星宛
		意	見	書			平成 30 年	月	日
項目				Ĵ	記	入	欄		
お 名 前 「法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名」									
ご住所(法人その他の団体にあっては、)主たる事務所の所在地	₹								
方法書についての環境の保 全の見地からのご意見 「日本語により意見の理由を含〕									
日本語により息見の理由を含していましてください。									

注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

○意見書の郵送先

- なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
- 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。